

(別表)

1. 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成一四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
鉱山保安法第44条第1項に基づく緊急土地使用の許可	1日	3日
鉱山保安法施行規則第43条第2項に基づく掘削バージにおいて作業する作業監督者に係る承認(※面接を行ってから承認まで)	8日	15日

2. 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
火薬類取締法第3条に基づく火薬類製造営業許可	60日	60日
火薬類取締法第10条第1項に基づく製造施設、製造方法の変更	1月	1月
火薬類取締法第15条第1項に基づく完成検査	1月	1月
火薬類取締法第15条第1項ただし書きの規定に基づく指定完成検査機関の指定	25日	25日
火薬類取締法第15条第1項ただし書きの規定に基づく指定完成検査機関の更新	25日	25日
火薬類取締法第28条第1項に基づく危害予防規程の認可	1月	1月
火薬類取締法第28条第1項に基づく危害予防規程の変更の認可	15日	15日
火薬類取締法第29条第1項に基づく保安教育計画の認可	1月	1月
火薬類取締法第29条第1項に基づく保安教育計画の変更の認可	15日	15日
火薬類取締法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関の指定	25日	25日
火薬類取締法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関の更新	25日	25日
火薬類取締法第45条の29第1項の規定に基づく指定完成検査機関の業務規程の認可	25日	25日
火薬類取締法第45条の38第2項の規定に基づく指定保安検査機関の業務規程の認可	25日	25日
火薬類取締法施行規則第32条に基づく危険の虞のない場合の特則の承認	60日	60日

3. 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
高圧ガス保安法第20条第1項に基づく指定完成検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第22条第1項第1号に基づく指定輸入検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第35条第1項に基づく指定保安検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第44条第1項に基づく容器検査(超低温容器)	60日	60日
高圧ガス保安法第44条第1項に基づく容器検査(超低温容器以外)(500kgを超えるもの)	30日	30日
高圧ガス保安法第44条第1項に基づく容器検査(超低温容器以外)(500kg以下のもの)	15日	15日
高圧ガス保安法第44条第1項に基づく指定容器検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第48条第5項に基づく高圧ガス特別充てんの許可	20日	20日
高圧ガス保安法第49条の2第1項に基づく附属品検査	3日	3日
高圧ガス保安法第49条の5第1項に基づく登録容器等製造業者の登録(第49条の8第2項の書面が添えられている場合に限る。)	40日	40日
高圧ガス保安法第49条の5第1項に基づく登録容器等製造業者の登録(第49条の8第2項の書面が添えられていない場合に限る。)	45日	45日
高圧ガス保安法第49条の9第1項に基づく登録容器等製造業者の登録の更新(第49条の8第2項の書面が添えられている場合に限る。)	40日	40日
高圧ガス保安法第49条の9第1項に基づく登録容器等製造業者の登録の更新(第49条の8第2項の書面が添えられていない場合に限る。)	45日	45日
高圧ガス保安法第49条の15に基づく登録容器等製造業者の登録証の再交付	3日	3日
高圧ガス保安法第49条の21第1項に基づく高圧ガス容器又は付属品の形式承認	30日	30日
高圧ガス保安法第49条の21第1項に基づく高圧ガス容器又は付属品の形式承認(第49条の23第1項の試験に合格したことを証する書面が添えられていない場合)	30日	30日
高圧ガス保安法第54条第1項に基づく容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の許可	15日	15日
高圧ガス保安法第56条の3第1項に基づく指定特定設備検査機関の指定	25日	25日
高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録(第56条の6の5第2項の書面が添えられている場合に限る。)	40日	40日

高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録(第56条の6の5第2項の書面が添えられていない場合に限る。)	45日	45日
高圧ガス保安法第56条の6の6第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録の更新(第56条の6の5第2項の書面が添えられている場合に限る。)	40日	40日
高圧ガス保安法第56条の6の6第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録の更新(第56条の6の5第2項の書面が添えられていない場合に限る。)	45日	45日
高圧ガス保安法第56条の6の12に基づく登録特定設備製造業者の登録証の再交付	3日	3日
高圧ガス保安法第56条の6の14に基づく登録特定設備製造業者の基準適合証の交付	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の20の2第1項に基づく指定完成検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の23第1項に基づく指定完成検査機関の業務規程の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の23第1項に基づく指定完成検査機関の業務規程の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の30の2第2項に基づく指定輸入検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の2第2項に基づく指定輸入検査機関の業務規定の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の2第2項に基づく指定輸入検査機関の業務規定の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の30の3第2項に基づく指定保安検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の3第2項に基づく指定保安検査機関の業務規定の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の3第2項に基づく指定保安検査機関の業務規定の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の31第2項に基づく指定容器検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の31第2項に基づく指定容器検査機関の業務規程の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の31第2項に基づく指定容器検査機関の業務規程の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の32第2項に基づく指定特定設備検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の32第2項に基づく指定特定設備検査機関の業務規程の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の32第2項に基づく指定特定設備検査機関の業務規程の変更認可	15日	15日

4. ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
ガス事業法第70条第1項に基づく仮合格の承認	2週	4週
ガス事業法第103条第1項に基づく仮合格の承認	2週	4週
ガス事業法施行規則第17条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	1週	2週
ガス事業法施行規則第17条第1項第3号ただし書に基づく燃焼速度が一定範囲であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第17条第2項第1号ただし書に基づく熱量、燃焼速度等が一定範囲であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第22条第1項に基づく硫黄全量等が一定数量以下であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第26条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第45条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	1月	2月
ガス事業法施行規則第49条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(使用状況)	1月	2月
ガス事業法施行規則第49条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(非常の場合)	1月	2月
ガス事業法施行規則第78条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	1週	2週
ガス事業法施行規則第78条第1項第3号ただし書に基づく燃焼速度が一定範囲であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第78条第2項第1号ただし書に基づく熱量、燃焼速度等が一定範囲であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第90条第1項に基づく硫黄全量等が一定数量以下であることの承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第94条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第103条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第108条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(使用状況)	1週	2週
ガス事業法施行規則第108条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(非常の場合)	1週	2週

ガス事業法施行規則第126条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	1週	2週
ガス事業法施行規則第131条第1項において準用する同令第94条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第131条第1項において準用する同令第103条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	1月	2月
ガス事業法施行規則第131条第1項において準用する同令第108条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(使用状況)	1月	2月
ガス事業法施行規則第131条第1項において準用する同令第108条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(非常の場合)	1月	2月
ガス事業法施行規則第144条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	1週	2週
ガス事業法施行規則第150条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第159条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	1週	2週
ガス事業法施行規則第164条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(使用状況)	1週	2週
ガス事業法施行規則第164条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(非常の場合)	1週	2週
ガス事業法施行規則第168条第2項において準用する同令第26条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	1週	2週

5. 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気工事士法第4条の2第1項に基づく特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従業者認定証の交付	4週	4週
電気工事士法施行規則第9条の4の規定による特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の再交付	2週	2週
電気工事士法施行規則第9条の5の規定による特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の書換え	2週	2週

6. 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気事業法第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可	2週	2週
電気事業法施行規則第52条第2項の規定による主任技術者保安管理業務外部委託承認	2週	2週
電気事業法施行規則第52条第3項ただし書の規定による主任技術者の兼任承認	2週	2週
電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号の規定による定期事業者検査時期の変更承認	1月	1月
電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号の規定による定期事業者検査時期の変更承認	2週	2週
電気事業法施行規則第96条第1号に基づく一般用電気工作物の保守管理業務受託承認	2週	2週

7. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四十九号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の規定による事業の登録	15日 (経済産業局長への合議に要する期間を含む。)	30日 (経済産業局長への合議に要する期間を含む。)
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項の規定による保安機関の認定	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項の規定による保安業務規程の認可等	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定による保安の確保の方法等の認定	15日	30日

8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項に基づく電気工事業の登録	10日	10日
電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項に基づく電気工事業の登録の更新	10日	10日
電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第2項に基づく登録電気工事業者の登録証の訂正	1週	1週
電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条に基づく登録電気工事業者の登録証の再交付	1週	1週
電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条に基づく登録電気工事業者の登録簿の謄本の交付	1週	1週

9. 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第12条第1項に基づく鉱害防止積立金分割積立申請の承認	15日	1月
金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第19条第4項に基づく鉱害防止積立金取り戻し金額の確認書の交付	15日	1月

10. 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律 (昭和五十四年法律第三十三号)

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第1項第3号に基づくガス消費機器設置工事監督者適格者の認定	10日	3週